

商工勤労ニュース

新型コロナウイルス感染症 特集号

みなさんで回覧してください



市内事業者の皆さまへのお願い ～引き続きの感染防止対策の徹底を～

川口市長の 奥ノ木信夫です。

国内の新型コロナウイルス感染者は、この7月から8月にかけてのいわゆる第2波が、9月に入りやや緩やかになり、本市においても、9月7日に、6月29日以来、2か月半ぶりに、一日の陽性者の発生がゼロとなるなど、市民一丸となった取り組みの成果が少しずつ表れていると感じております。

また、市内の商業施設や店舗、飲食店等でも、感染防止対策に取り組んでいただいており、これまで利用者を含めた大規模なクラスターは発生しておりません。

これも事業者の皆さまのご努力のおかげであると深く感謝をしているところであります。

しかしながら、これから冬にかけて、インフルエンザウイルスの流行と併せ、新型コロナウイルスの感染再拡大も大いに懸念されるところであります。

事業者の皆さまにおかれましては、気を緩めることなく、市民の皆さまが安全かつ安心して施設を利用することができる環境づくりに、引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

感染拡大防止対策については、業界別に策定されたガイドラインや、これまで本市がお示ししたポスターやガイドラインなどを参考としてください。

本市といたしましても、感染拡大防止のための店舗改修等を実施する場合に、補助率、上限額を引き上げるなど、事業者の皆さまの感染拡大防止対策の支援に取り組んでまいりましたが、今後も、しっかりと事業者の皆さまの取り組みを後押ししてまいります。

また、事業者の皆さまが感染防止対策に取り組んでいることについて、本市としても、市民の皆さまに周知してまいりたいと考えております。

市民の皆さまが安心して、買い物や飲食が楽しめるまちとなるよう、引き続き、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

今年の市産品フェアは、感染症対策をしっかりと講じたうえで、例年の3日間から2日間に短縮し、11月13日(金)、14日(土)に開催いたします。今回は特別企画として新型コロナウイルス感染症関連製品を一堂に集めた特設ブースを設置し、更なる市産品の魅力を発信いたします。この機会に地元企業の素晴らしさを実感していただくとともに、皆様の感染防止対策にも活用していただけますようご来場をお待ちしております。

令和2年9月

川口市長 奥ノ木信夫

TOPICS

- 新型コロナウイルス感染症関連商品 P2
- 川口市飲食店等家賃支援金 P4
- 川口市商店改修事業補助金【新型コロナウイルス対策版】 P9
- サイボー株式会社 インタビュー特集 P12



〈PHOTO〉サイボー株式会社様 協定締結式の様子

和光紙器 株式会社

和光紙器がご提供する飛沫感染対策商品



代表取締役 本橋 志郎

1949年に川口市に包装資材販売を目的とした「本橋商店」を設立。のち1962年に和光紙器株式会社と改名。製造では段ボール加工製造、緩衝材加工製造、そして真空成形では金型・材料シート・成形まで一貫製造を行い、幅広い製造を行っています。また長年培った包装材のノウハウを基に、お客様の大切な商品を輸送する上でより安全に、より最適なパッケージをご提案致します。また近年では災害時対策商品の開発にも力を注ぎ地域の方々が必要とされる会社を目指し取り組んでいます。

会社概要

業 種 包装資材の製造及び設計・販売
所在地 埼玉県川口市幸町1-9-17
TEL 048-252-4734
FAX 048-256-4030
URL <http://www.wakosiki.co.jp/>



緩衝設計エンジニアの考えた「匠のフェイスシールド」
 ・頭が痛くならず、ファンデーションなど付きにくい、他にはない快適性の高さ。
 ・真空成形メーカーとしてのノウハウを使いクリアな視界を
 ・緩衝設計のノウハウ
 ・自社製造



「NecoDanパーテーション」
 ・お手軽に使える段ボール製パーテーション。
 ・快速で明るい空間づくりを演出
 ・段ボールならではの使いやすさ
 ・マスクかけなど細かい工夫
 ・自社製造



1mm単位の「フルオーダーアクリルパーテーション」
 ・レーザー加工で会社名など入れる事が可能
 ・フルオーダーでも短納期対応
 ・フルオーダーなので置き場に合わせお好みにも合わせる事が可能
 ・協力工場製造(川口)



「WAKO式段ボールベッド」
 ・もしもの時、避難所や帰宅困難者の為に。
 ・飛沫感染退散としてルーフが付いております。
 ・さらに組立を容易にしたバージョンIIもございます。
 ・自社製造

株式会社ママダ衣料

飛沫感染予防フェイスシールド



代表取締役 間々田 和博

1973年地元川口にて設立。白衣・作業服・事務服・作業用品の専門店です。今年の新型コロナウイルス感染症拡大後は、お客様の健康を守る感染症対策商品の品揃えに力を入れています。ユニフォームのことならなんでもご相談下さい。写真は普及型のフェイスシールドです。顔前面からの飛沫感染を防ぎます。額に接する部分は柔らかいスポンジ素材です。

会社概要

業 種 ユニフォーム製造・販売
所在地 川口市芝3-24-13
TEL 048-266-0050
FAX 048-261-0773
URL <https://www.rakuten.co.jp/hakui/>



ユージェルS 600ml
 手指消毒用速乾性アルコールジェルです。手に潤いをあたえる成分を配合し、肌に優しい商品です。



PEフィルムアインレーションガウン
 医療・介護に従事する皆様を感染症から守るガウンです。



マウスシールド
 口からの飛沫を防ぐマウスシールドです。マスクより呼吸が楽な商品です。



メイプルアルコール
 500ml
 エタノール製剤で食品の除菌にも使用出来ます。エタノール配合約68%です。

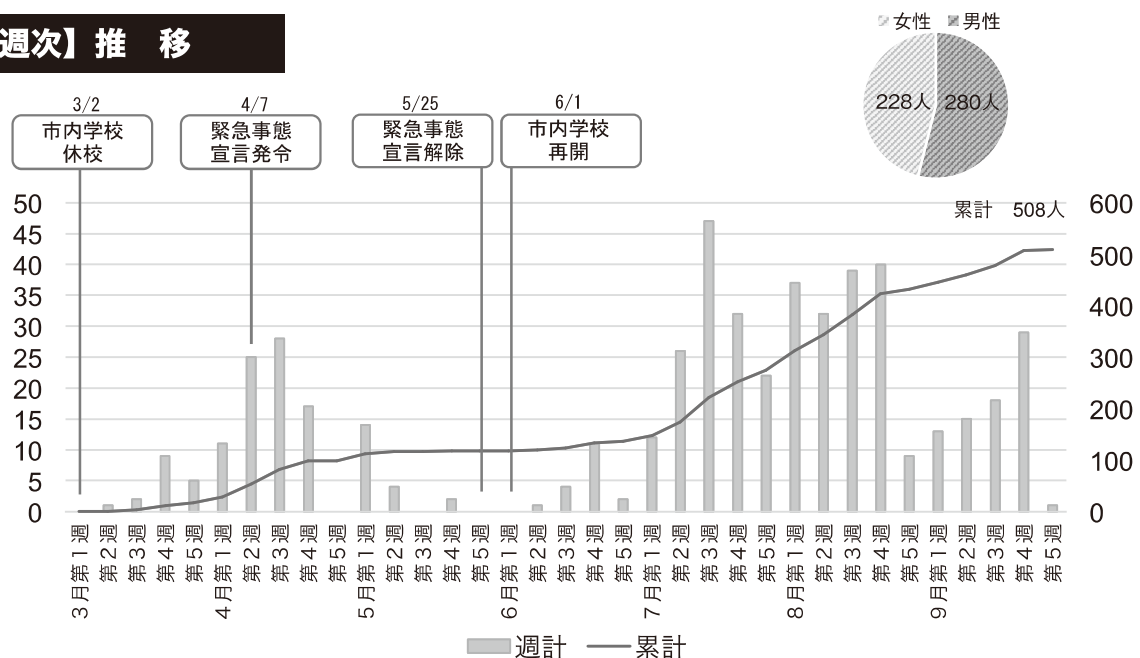
川口市内 新型コロナウイルス感染者数集計

検査陽性者の状況

※掲載データは9月30日時点

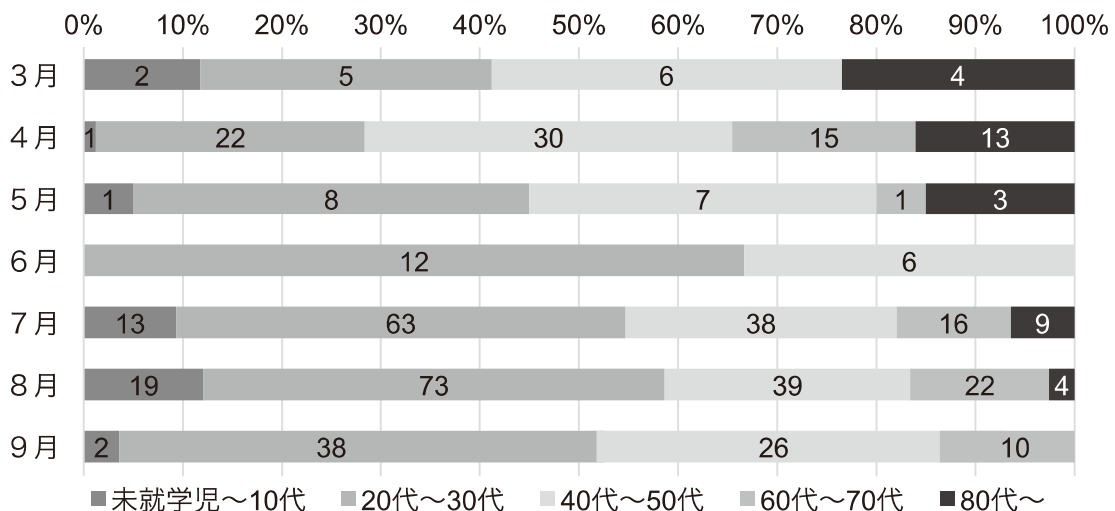
検査実施 人数 3,453人	陽性者数 (累積) 508人	入院中 33人	軽症・ 中等症 30人	重症 3人	死亡 13人	退院 462人
----------------------	----------------------	------------	-------------------	----------	-----------	------------

【週次】推 移



【月次】年代別割合

グラフ内数値は人数を示す



問い合わせ 経営支援課 ☎048-258-1647



新型コロナウイルス緊急経済対策

川口市飲食店等家賃支援金



新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した店舗等を賃借している
市内飲食・小売事業者に対し **20万円** の家賃支援金を支給します

対 象 者

(1) ～ (3) を全て満たしているかたが対象です

- (1) 市内で飲食・小売業を営むため、店舗等を賃借している小規模企業者 ※1
- (2) 今年の2月から10月のいずれかの月の売上が前年同月より減少していること
- (3) 令和2年3月31日までに事業を開始していること ※2

※1 一部対象外となる業種があります。小規模企業者とは中小企業基本法に規定する事業者です。

※2 昨年10月以降に事業を開始した方の売上の比較方法は、申請要領等を確認してください。

国や埼玉県による家賃支援に関する給付金等を受けた方も申請することができます

店 舗 等 と は

- (1) 市内で賃借している店舗
または
 - (2) 市内で賃借している倉庫、事務所、作業所等（店舗は市内で自己所有している場合）
- ※一親等以内の親族間や関連会社間での賃借、駐車場・土地の賃借、不動産ローン返済等は対象外

申請書の配布

市役所（第一本庁舎5階1番窓口）、川口駅前行政センター、各支所、川口商工会議所
鳩ヶ谷商工会、川口緑化センターで配布（ホームページからダウンロードも可能）

飲食店等家賃支援金
ホームページ



受 付 期 間

10月1日（木）～11月30日（月）（消印有効）

原則郵送での受付



問 い 合 わ せ

飲食店等家賃支援金事務局 平日 9:00～12:00 13:00～17:00

※土・日・祝日はお休みいたします。

☎048-446-7971 FAX 048-446-7973

その他の要件、申請方法、提出書類等の詳細は、申請要領やホームページで確認してください

家賃支援給付金

経済産業省

2

内 容 5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支援します。

対象者 ①②③すべてを満たす事業者

- ① 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主
- ② 令和2年5月～令和2年12月の売上について、
1ヵ月で前年同月比50%以上または、連続する3ヵ月の合計で前年同期比30%以上
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

給付額 法人に最大600万円、個人事業主に最大300万円を一括支給。

※算定方法 申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算出した給付額(月額)の6倍

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法 人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+(支払賃料の75万円の超過分×1/3)※100万円上限
個 人 事業主	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+(支払賃料の37.5万円の超過分×1/3)※50万円上限

相談ダイヤル 家賃給付金コールセンター ☎0120-653-930(平日・土日祝日8:30～19:00)

持続化給付金

経済産業省

内 容 感染者拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

給付額 中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

☐ 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12ヵ月)

相談ダイヤル 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570

IP電話専用回線

☎03-6831-0613

受付時間 8:30～19:00 9月～12月(土日祝日を除く日から金曜日)

中小企業向け資金繰り支援内容一覧表（6/15時点）

①個人事業主向け（小規模に限る）

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高5%以上減少なら	実質無利子	お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証 5号)	・最大4000万円、当初3年間利子補給 ・融資期間10年、うち据置5年以内
		日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	・中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初3年間利子補給
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	・最大2億円 (別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初3年間利子補給
売上の減少幅に関係なく	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	・国民事業最大4800万円 ・設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等
スタートアップ・再生支援等	資本性劣後ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本性劣後ローン)	・国民事業最大7200万円 (別枠) ・貸付期間5年1ヶ月、10年、20年 (期限一括償還)

②小・中規模企業者向け（①以外）

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高20%以上減少なら	実質無利子	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	・中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初3年間利子補給
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	・最大2億円 (別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初3年間利子補給
売上高15%以上減少なら	実質無利子	お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証4号、危機関連保証)	・最大4000万円、当初3年間利子補給 ・融資期間10年、うち据置5年以内
売上高5%以上減少なら	低利融資	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	・中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初3年間基準金利▲0.9%
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	・最大2億円 (別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初3年間基準金利▲0.9%
	保証料補助	お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証 5号)	・最大4000万円 ・融資期間10年、うち据置5年以内
売上の減少幅に関係なく	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	・中小事業最大7.2億円、国民事業最大4800万円 ・設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等
スタートアップ・再生支援等	資本性劣後ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本性劣後ローン)	・中小事業最大7.2億円 (別枠) ・国民事業最大7200万円 (別枠) ・貸付期間5年1ヶ月、10年、20年 (期限一括償還)
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	・最大7.2億円 (別枠) ・貸付期間5年1ヶ月、10年、20年 (期限一括償還)

企業の分類の考え方

	小規模 (※)	中規模
個人事業主	①	②
法人	②	

＜※小規模の要件＞
製造業、建設業、運輸業、その他業種
→ 従業員20名以下
卸売業、小売業、サービス業
→ 従業員5名以下

売上高要件の考え方(注)

＜創業1年1か月以上＞

最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較

＜創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているスタートアップなど＞

以下のいずれかで比較 ※業歴3か月以上に限る

- 最近1か月の売上高と過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高の比較
- 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較
- 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

問い合わせ

経済産業省 中小企業相談窓口 ☎0570-783-183 9:00～19:00(平日・休日)

雇用調整助成金の特例

制度概要

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員に対して労使間の協定に基づき、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、従業員の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

対 象 者

雇用保険適用事業所の事業主
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける**事業主(全事業主)**

助成内容

区 分	助成率(大企業)	助成率(中小企業)
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3	4/5
解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主	3/4	10/10

支給限度 日数

1年間で100日、3年間で150日
4月1日～9月30日は、1年間の支給限度日数とは別に、雇用調整助成金を利用可能

特例措置 の内容

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年9月30日までの場合に適用します。

※ 下線が令和2年4月1日から9月30日までの間に実施した休業等について適用。

※ その他は休業等の初日が令和2年4月1日から6月30日までの場合に適用。

- ① 対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ。
- ② 雇用保険被保険者ではない労働者の休業も対象に
- ③ 生産指数の要件を緩和(対象期間の初日が令和2年4月1日から9月30日までの間は1ヶ月5%減少)
- ④ 事業所設置後、1年未満の事業主も対象。
- ⑤ 短時間休業および休業規模の要件を緩和
- ⑥ 出向要件を緩和(3カ月以上1年以内→1カ月以上1年以内)
- ⑦ 申請書類の大幅な簡素化
- ⑧ 休業等計画届の提出が不要(5月19日より)

問い合わせ

ハローワークプラザ川口 ☎048-229-8609 受付時間 平日9:00～19:00

生活資金支援

制度概要

埼玉県社会福祉協議会では、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯等を拡大した特例貸付を実施します。

対象者	貸付上限額	償還期限 (据置期間)
緊急小口資金 (休業された方向け) 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	・学校等の休業、 個人事業主等の特例の場合 20万円以内 ・その他の場合 10万円以内	2年以内 (1年以内)
総合支援資金 (失業された方向け) 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	・(二人以上世帯) 月20万円以内 ・(単身世帯) 月15万円以内 ※貸付期間:原則3か月分以内	10年以内 (1年以内)

問い合わせ

川口市社会福祉協議会 ☎048-252-1294 受付時間 平日8:30～17:15

小規模事業者持続化補助金

制度概要

商工会議所の助言を受け、小規模事業者が経営計画を作成して推進する販路開拓等のための取り組みを支援する制度です。

ネットを活用した新たな販売システムや新たな販促ツール、新商品開発に加え、感染防止対策のための取組に対する「事業再開枠」が設けられています。

対象者

小規模事業者

補助金額

[通常枠] 補助上限： 50万円 補助率：2／3

[事業再開枠] 補助上限： 50万円 補助率：定額10／10

※クラスター対策が特に必要とされる特定事業者は更に、「追加対策枠」が設けられています。

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの事業者のみなさま 川口商工会議所にご相談ください!!

新型コロナウイルス感染症の影響により、ダメージを受けた「経営の建て直し」やコロナを乗り越える「新たな経営力の創出」に取り組む事業者を、経営指導員や企業支援コーディネーターが全力でサポートします。

給付金・補助金
・助成金相談

融資相談

経営相談

まずはお電話をいただき、お困りごとについてお聞かせください。必要に応じてご来所・訪問でより詳細な内容をヒアリングさせていただいたうえで、解決の方向性について一緒に検討させていただきます。

問い合わせ

川口商工会議所 経営支援課 ☎048-228-2220

商店改修事業補助金

制度概要

市内で店舗を営む方が集客力や買物環境の向上を目的とした店舗の改修を行う際に補助金を交付しておりますが、新たに新型コロナウイルス感染症対策を含めた改修工事及び感染症対策の備品についても補助対象となりましたので、店舗の改修工事を行う際は、ご活用ください。

対 象 者

- (1)川口市に住民登録のある個人又は、法人市民税に関する届出のある法人であること。
- (2)納期の到来した市税を完納していること。
- (3)暴力団関係者でないこと。

対象店舗

- (1)小売業・飲食業・生活関連サービス業などを主として営む店舗で、常時看板を掲出し不特定多数の来客があること。
- (2)店舗の床面積の合計が、200㎡未満であり、かつ1万㎡以上の大規模小売店舗内のテナント物件ではないこと。
- (3)5年以上の営業実績があること。
- (4)通常、1週間当たり5日以上営業を行っていること。
- (5)「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「特定遊興飲食店営業」ではないこと。
- (6)社会通念上公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7)宗教活動や政治活動を主とする事業を行っていないこと。

対象事業

- (1)20万円以上(消費税を除く)の工事であること。
- (2)市内に本社がある法人、又は市内に住所がある個人に請け負わせた工事であること。
- (3)単価が1万円以上(消費税を除く)の備品であること。
- (4)国、県及び本市の他の補助金を利用する工事でないこと。

対象経費

◆対象とする経費は、内装・外装・給排水設備・電気・ガス工事等の費用、新型コロナウイルス感染症対策を含めた工事費用、工事と併せて購入する感染症対策の備品代とする。(消費税を除く)

※店舗併用住宅の場合、店舗の改修工事に併せて住宅部分も工事を行うときは、その費用も対象経費となります。

補助金額

- (1)新型コロナウイルス感染症対策に関連する改修工事、工事と併せて購入した感染症対策の備品代

◆補助率 補助対象経費の50%以内。(1,000円未満切り捨て)

◆補助上限額 1店舗あたり50万円。

- (2)上記以外の通常の改修工事

◆補助率 補助対象経費の30%以内。(1,000円未満切り捨て)

◆補助上限額 1店舗あたり30万円。

※商店街に加盟する同一商店街区域内の店舗が、商店街代表者の推薦を受け、2店舗以上同時に申請した場合は、上限が1店舗あたり40万円となります。

経営診断

◆補助金交付申請後、川口商工会議所又は鳩ヶ谷商工会において経営診断を受け、実績報告時に経営診断シートを提出すること。

注意事項

◆コロナ対策の備品購入のみは補助金の対象になりません。

◆お申込みは先着順です。予算額に達した場合、お申込みいただくことができない場合がございます。

詳細については、市役所・各支所に設置するパンフレット又は市のホームページをご覧ください。

問い合わせ

産業振興課 商業観光係 ☎048-259-9018

川口市補助金のご案内

勤労者定期健康診断料補助金

労働安全衛生法第66条第1項の規定により、勤労者の定期健康診断の実施が義務づけられています。市では、定期健康診断を実施した事業者に対し、補助を行います。

資格要件 市内に事業所を有する中小企業基本法第2条に該当する事業者

補助の対象 労働安全衛生規則第44条に規定する定期健康診断
(※雇入時健診、事業主及び役員の健診、川口市外の支店・事業所で働く従業員の健診については対象外です。)

補助金の額 勤労者1人当たり 上限1,800円(消費税込み)
※一の年度につき1回まで

申請方法 所定の申請書類に**健診機関へ支払った領収証・請求書の写し、受診日、検査項目がわかる書類等**を添付し、申請(郵送可)してください。
(市のホームページより書類のダウンロードが出来ます。)
※申請は、受診日の翌日から起算して1年を経過する日の月末まで



川口市マスコット「きゅぼらん」

[市ホームページトップ](#) ▶ [組織から探す](#) ▶ [経営支援課](#) ▶ [補助金・助成金のお知らせ](#)

作業環境測定費補助金

労働安全衛生法第65条の規定により、「指定作業場(特定粉じん、放射線、特定化学物質、鉛、有機溶剤業務を行う作業場)」には、作業環境測定の実施が義務づけられています。市では、作業環境測定を実施した事業者に対し、補助を行います。

資格要件 市内に事業所を有する中小企業基本法第2条に該当する事業者

補助の対象 作業環境測定法第3条第2項の規定により、作業環境測定機関に委託実施した作業環境測定

補助金の額 測定機関に支払った費用(消費税を含む)の2分の1(1円未満切り捨て)

申請方法 所定の申請書類に**作業環境測定機関へ支払った領収証・請求書の写し、作業環境測定結果報告書の写し**を添付し、申請(郵送可)してください。
(市のホームページより書類のダウンロードが出来ます。)
※申請は、受診日の翌日から起算して1年を経過する日の月末まで

[市ホームページトップ](#) ▶ [組織から探す](#) ▶ [経営支援課](#) ▶ [補助金・助成金のお知らせ](#)

●問い合わせ 経営支援課 雇用支援係 ☎048-258-7921

みなさんご存知ですか？

市内中小企業従業員などが技能検定等に合格すると…

技能検定等受検手数料を助成します！

※合格日等から5ヶ月以内の申請となります。

助 成 対 象

技能検定等試験(実技試験及び学科試験)に合格した者で事業主・役員及び常勤の従業員を有する事業所

対 象 資 格

- ◆各都道府県職業能力開発協会が行う「技能検定」、特級・1級・2級・単一等級
- ◆市が選定した国家資格：建築士・建築施工管理技士・舗装施工管理技術者・管工事施工管理技士・土木施工管理技士・造園施工管理技士・電気工事施工管理技士・建築設備士・貨物運行管理者・給水装置工事主任技術者・第1種第2種電気工事士・消防設備士甲種乙種

申 請 書 類

- ◆技能検定等受検手数料助成金交付申請書兼請求書
- ◆技能検定等受検手数料助成金助成対象者証明書
- ◆合格を証する書類等(合格証書・合格通知書等)(写し)
- ◆受検手数料支払を証明する書類(写し)

詳しくは、経営支援課雇用支援係
ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】 経営支援課 雇用支援係 ☎048-258-7921

～中小企業経営支援専門家派遣について～

川口市では、以下のような専門家による各種経営相談事業に対し、支援・補助を実施しています。

①会議所専門家相談

川口商工会議所(以下「会議所」)では、新型コロナウイルス感染症に関連した国・県・市等の各種支援制度等や、経営課題解決に関する専門家による相談事業を行っています。

専門家相談を利用できる対象となる方

中小企業者の方(個人の場合は市内に住所及び事業所を有するもの、法人の場合は市内に事業所を有するもの)。また、市税を完納していること。

補助内容 (市が会議所に対し事業経費を補助しているため)市内中小企業者は無料で相談が可能。

専門家相談のご利用方法 川口商工会議所 経営支援課 ☎048-228-2220

②公社専門家派遣事業補助金

市内中小企業者が抱える専門性が必要な課題の解決を図るため、公益財団法人埼玉県産業振興公社が行っている「専門家派遣事業」を利用した事業者に対し、費用の一部を補助します。

交付対象となる方

中小企業者の方(個人の場合は市内に住所及び事業所を有するもの、法人の場合は市内に事業所を有するもの)。また、市税を完納していること。

補助内容 (公財)埼玉県産業振興公社に支払った経費の1/2を補助。派遣1回あたり最大10,000円まで。

問い合わせ 川口市 経営支援課 経営支援係 ☎048-258-1647



サイボー株式会社

代表取締役社長 飯塚 剛司 氏

7月8日(水)、当市とサイボー株式会社は、新型コロナウイルスなど感染症対策の医療用マスクや防護服などの優先的な供給に関する協定を締結しました。感染症発生期のほか、未発生期においても一定数物資を確保できるような互いに協力するものであり、今後の医療体制の維持を目的としております。

—5月には支援の一環として搬送車両の無償貸与をしていただいた。今回、なぜ市と協定を結ぼうと考えたのか。

当社は昭和23年に埼玉紡績として発足して以来72年経ちますが、繊維産業、自動車、ゴルフ練習場など多岐にわたる分野で川口市民にお世話になってきました。何か地元の役に立ち、恩返しできるものはないか、常々考えてきました。そこでまずは新型コロナウイルス患者搬送用の車両として、飛沫循環制御車両を提供させていただきました。また、現在感染症対策に必要な衛生・防護用品の高機能な商品を開発しており、これをもう一つの柱として成長させていきつつ、今後第2第3の波に備え、市の医療体制確保に貢献できるよう努めてまいります。

—サイボーグループが考える、コロナ禍での市内企業の役割とは。

弊社の創業時、大手の紡績工場は箱根を境に西側に集中していました。有事の際、このままでは東日本の方々に包帯一本、手拭い一枚満足にいきわたらないと考え許可を戴いたことが弊社設立の原点です。創業者の意を継承し、今回のような事態に地域の皆様にお役に立てこそ真の企業価値だと考えております。



サイボー株式会社

- 本 社
川口市前川1丁目1番70号
- 事業内容
繊維製品製造・販売、不動産賃貸
- ホームページ
<https://www.saibo.co.jp/>



締結式当日の様子

—今後の事業展望は。

弊社は、県内唯一の繊維の上場企業であります。今後とも、良い商品の開発を積極的に進め、地元川口市の皆様方のお役に立ち、喜んで戴けるような製品を供給させて戴くことが使命と考えております。市の行政の方々と協力しながら共に発展、更なる拡大を続けて参りたいと考えております。



前席後席の間にセパレータを取付け、空間を隔てる飛沫感染抑制処理、空調コントロールにより前後空間の圧力を調整するエアロゾル感染抑制処理が施されている。

5月に貸与いただいた車両は、新型コロナ感染患者の移送時、ドライバーへの感染リスクを低減するもの。



本誌に関するお問い合わせ

川口市経済部 経営支援課

〒332-8601 川口市青木2-1-1 FAX048-258-1161

☎048-258-1647

Eメール100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp